

## 災害復旧に対応するための組織改正について

### 1 趣旨

平成25年7月及び8月に発生した災害によって生じた被害の復旧等に対応するため、益田県土整備事務所（津和野土木事業所）、県央県土整備事務所及び浜田県土整備事務所について、組織改正を行う。

### 2 概要．＜組織図は別添のとおり＞

平成29年3月末までの時限的措置として、次のとおりスタッフ、課及び係を設置する。

(1) 平成25年11月1日付け

益田県土整備事務所津和野土木事業所に、災害事業調整スタッフ、災害用地課及び災害工務課を設置

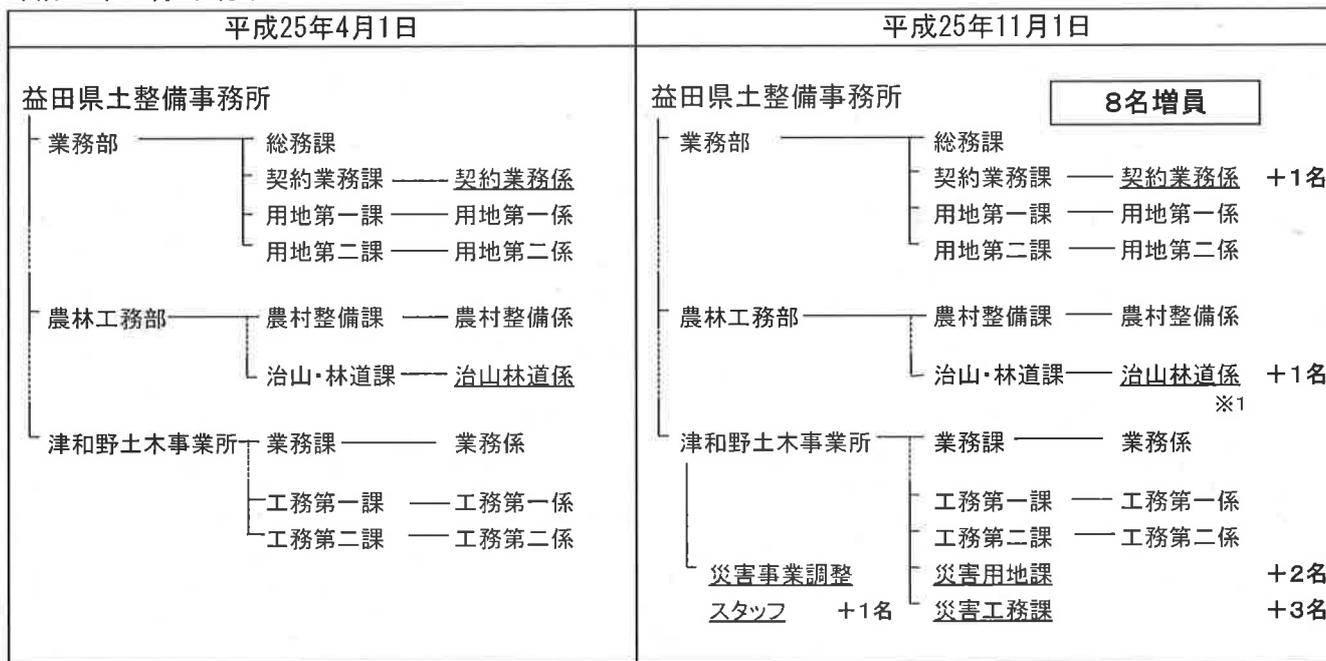
(2) 平成25年12月1日付け

県央県土整備事務所土木工務部（土木工務第二課）に、災害工務係を設置  
浜田県土整備事務所土木工務部に、災害工務課を設置

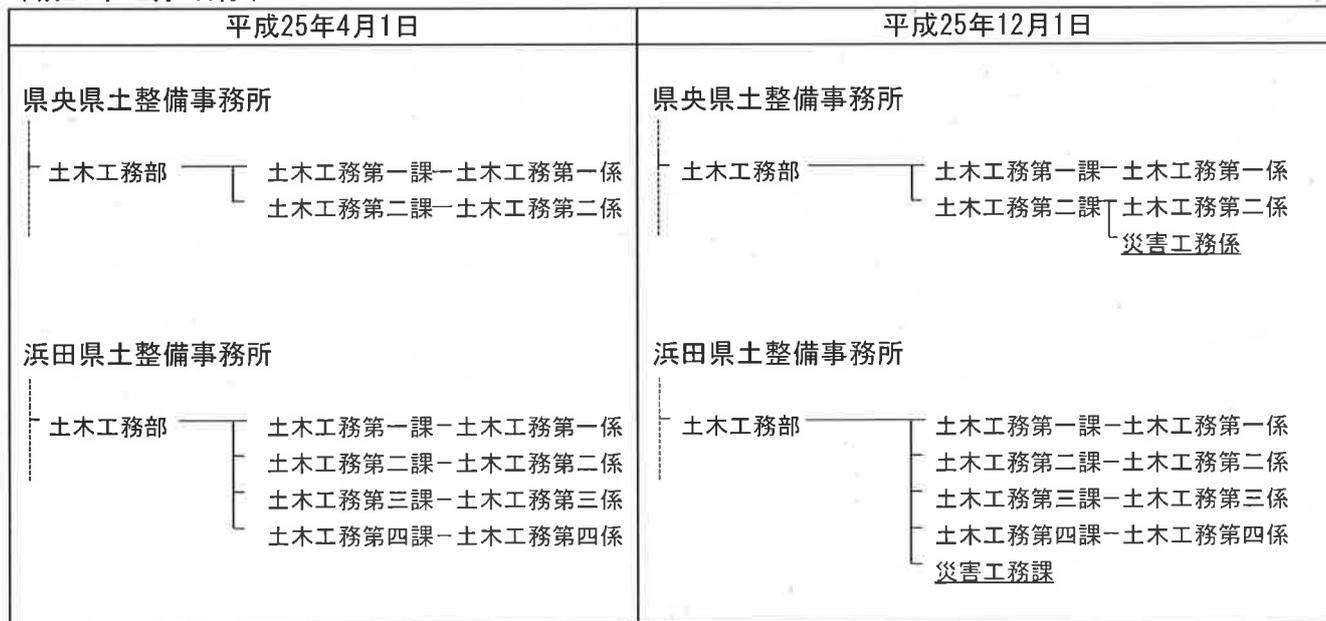
※ 被災時期により復旧工事着手時期が異なるため、組織設置も段階的に対応

## 災害対応組織図

平成25年11月1日付け



平成25年12月1日付け



※1 農林工務部の増員時期については、災害査定スケジュールにあわせて調整

※2 12月1日付け増員人数については、任期付職員の確保状況も踏まえて調整